



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次

○ 告示

- 330 町を市とする処分 (市町村課)
- 331 字の区域の変更 (")
- 332 生活保護法による指定医療機関の廃止 (福祉保健総務課)
- 333 生活保護法による医療機関の指定 (")
- 334 救急病院の認定 (医務課)
- 335 大規模小売店舗の変更の届出 (商工振興課)
- 336 " (")
- 337 " (")
- 338 " (")
- 339 " (")
- 340 " (")
- 341 換地処分の完了 (農村計画課)
- 342 土地改良事業の工事完了届 (")
- 343 紀の川土地改良区連合の役員の退任 (")
- 344 昭和54年和歌山県告示第344号(和歌山県植物緑化センター使用料の徴収事務委託)の廃止(森林整備課)
- 345 建築基準法による指定確認検査機関の指定

(都市政策課)

346 港湾法による宇久井臨港地区内における区分の指定 (管理整備課)

○ 公告

都市計画の図書の写しの縦覧 (都市政策課)

告 示

和歌山県告示第330号

平成18年4月1日から那賀郡岩出町を岩出市とする。
平成18年3月22日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第331号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定に基づき、白浜町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

この届出に係る字の区域の変更は、土地改良法(昭和24年法律第195号)第54条第4項の規定による換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずる。

平成18年3月22日

和歌山県知事 木村良樹

1 字坂巻に編入する区域

大字	字	地番
平	岩本	287-2、287-3、288、289及び道路の一部

地番については、平成16年9月28日現在の地番である。

2 字高曾根に編入する区域

大字	字	地番
平	坂巻	179、184及び道路の一部
	岩本	286-2の全部 281、282-1、282-2、283-1、283-2、284-1、285-1、286-1、287-2、287-3、288、289、291及び道路の一部

地番については、平成16年9月28日現在の地番である。

3 字岩本に編入する区域

大字	字	地番
平	坂巻	177-1及び177-3の全部 175-1、176-1、179、180、181及び道路の一部
	高曾根	272-1の全部 262、269-1、270-1、271-1、道路及び水路の一部
	太夫ヶ前	781-1の全部 782-1、783-2、798-1、799、800、801-1、802-1、807-1、道路及び水路の一部

地番については、平成16年9月28日現在の地番である。

4 字太夫ヶ前に編入する区域

大字	字	地番
平	岩本	363-1及び364の全部 道路の一部
	高曽根	271-1及び道路の一部
	長池	842の全部 831-2、831-3、833-1、835-1、841、843-1、843-2、844、845、847-1、847-2、848、848-1、 道路及び水路の一部
	下芝	964-1及び道路の一部

地番については、平成16年9月28日現在の地番である。

5 字長池に編入する区域

大字	字	地番
平	高曽根	233及び234の全部 235-1、235-3、236-1、238-1、238-3、239-2、267-1、268-1、269-1、270-1、271-1、道路及 び水路の一部
	太夫ヶ前	808、810-1及び811の全部 791、792、793、803、807-1、809-1、道路及び水路の一部
	下芝	964-1、道路及び水路の一部

地番については、平成16年9月28日現在の地番である。

6 字上芝に編入する区域

大字	字	地番
平	長池	819-1、823-2、823-3、823-4、826-1、827、838-3、839-2、847-2、848及び道路の一部
	下芝	道路の一部

地番については、平成16年9月28日現在の地番である。

7 字下芝に編入する区域

大字	字	地番
平	太夫ヶ前	748-1、道路及び水路の一部
	長池	848-1、道路及び水路の一部

地番については、平成16年9月28日現在の地番である。

和歌山県告示第332号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成18年3月22日

和歌山県知事 木村良樹

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
海医 5-33	野上町国民健康保 険直営志賀野診療 所	海草郡野上町西野20番 地1	平成 17.12.31
海医 2-27	野上町国民健康保 険直営小川診療所	海草郡野上町奥佐々22 番地	平成 17.12.31
海医 30-61	美里町国民健康保 険直営国吉診療所	海草郡美里町田63番地	平成 17.12.31
海医 17-33	美里町国民健康保 険直営長谷毛原診 療所	海草郡美里町毛原宮25 4番地4	平成 17.12.31

海医 21-37	美里町立真国診療 所	海草郡美里町真国宮32 番地2	平成 17.12.31
海医 27-55	美里町立細野診療 所	海草郡美里町円明寺22 1番地	平成 17.12.31
田医 123-10	あきつの診療所	田辺市上秋津2310-175	平成 18.1.16

和歌山県告示第333号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成18年3月22日

和歌山県知事 木村良樹

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日

海医 40-17	紀美野町国民健康 保険直営小川診療 所	海草郡紀美野町奥佐々 22番地	平成 18.1.1
海医 41-17	紀美野町国民健康 保険直営志賀野診 療所	海草郡紀美野町西野20 番地1	平成 18.1.1
海医 42-17	紀美野町国民健康 保険国吉診療所	海草郡紀美野町田63番 地	平成 18.1.1
海医 43-17	紀美野町国民健康 保険長谷毛原診療 所	海草郡紀美野町毛原宮 254番地4	平成 18.1.1
海医 44-17	紀美野町立真国診 療所	海草郡紀美野町真国宮 32番地2	平成 18.1.1
海医 45-17	紀美野町立細野診 療所	海草郡紀美野町円明寺 221番地	平成 18.1.1
田医 146-17	あきつの診療所	田辺市上秋津2310-9	平成 18.3.1

和歌山県告示第334号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定に基づき、救急病院を次のとおり認定した。

平成18年3月22日

和歌山県知事 木村良樹

名 称	所 在 地	有効期限
独立行政法人国立病院 機構和歌山病院	日高郡美浜町和田1138	平成 21.3.31

和歌山県告示第335号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1)氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(2)連絡先の電話番号(3)大規模小売店舗の名称(4)この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成18年3月22日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
オー・ストリート和歌山北バイパス店

和歌山市平井154

- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社オークワ 代表取締役 大桑啓嗣
和歌山市中島185番地の3

- 3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

株式会社オージョイフル 代表取締役 青山好二
大阪府豊中市庄内西町5丁目1番19号

(変更後)

株式会社オージョイフル 代表取締役 矢島和久
大阪府豊中市庄内西町5丁目1番19号

- 4 変更の年月日

平成18年1月12日

- 5 変更の理由

代表取締役交代に伴う変更

- 6 届出年月日

平成18年3月8日

- 7 届出等の縦覧場所

和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)

和歌山市産業部商工振興課(和歌山市七番丁23)

- 8 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成18年3月20日から平成18年7月20日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第336号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1)氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(2)連絡先の電話番号(3)大規模小売店舗の名称(4)この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成18年3月22日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ショッピングプラザ打田店

和歌山県紀の川市打田字天王1364番地の1

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社オークワ 代表取締役 大桑啓嗣
和歌山市中島185番地の3

3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)
株式会社オージョイフル 代表取締役 青山好二
大阪府豊中市庄内西町5丁目1番19号
(変更後)
株式会社オージョイフル 代表取締役 矢島和久
大阪府豊中市庄内西町5丁目1番19号

4 変更の年月日
平成18年1月12日

5 変更の理由
代表取締役交代に伴う変更

6 届出年月日
平成18年3月8日

7 届出等の縦覧場所
和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)
紀の川市商工観光課(和歌山県紀の川市粉河412)
那賀振興局県民行政部地域行政課(和歌山県那賀郡岩出町高塚209)

8 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 平成18年3月20日から平成18年7月20日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第337号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1)氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(2)連絡先の電話番号(3)大規模小売店舗の名称(4)この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成18年3月22日

和歌山県知事 木村良樹

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームセンターオージョイフル串本店
和歌山県東牟婁郡串本町串本2001 他7筆

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社オークワ 代表取締役 大桑啓嗣
和歌山市中島185番地の3

3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)
株式会社オージョイフル 代表取締役 青山好二
大阪府豊中市庄内西町5丁目1番19号
(変更後)
株式会社オージョイフル 代表取締役 矢島和久
大阪府豊中市庄内西町5丁目1番19号

4 変更の年月日
平成18年1月12日

5 変更の理由
代表取締役交代に伴う変更

6 届出年月日
平成18年3月8日

7 届出等の縦覧場所
和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)
串本町商工農林課(和歌山県東牟婁郡串本町串本1800)
東牟婁振興局県民行政部地域行政課(和歌山県新宮市緑ヶ丘2丁目4-8)

8 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 平成18年3月20日から平成18年7月20日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第338号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1)氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(2)連絡先の電話番号(3)大規模小売店舗の名称(4)この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告

し、縦覧に供する。

平成18年3月22日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームセンターオージョイフル海南店
和歌山県海南市幡川上九条76番地の1 他12筆
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社オージョイフル 代表取締役 矢島和久
大阪府豊中市庄内西町5丁目1番19号
- 3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)
株式会社オージョイフル 代表取締役 青山好二
大阪府豊中市庄内西町5丁目1番19号
(変更後)
株式会社オージョイフル 代表取締役 矢島和久
大阪府豊中市庄内西町5丁目1番19号
- 4 変更の年月日
平成18年1月12日
- 5 変更の理由
代表取締役交代に伴う変更
- 6 届出年月日
平成18年3月8日
- 7 届出等の縦覧場所
和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)
海南市産業情報部商工振興課(和歌山県海南市日方152-5-6)
- 8 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 平成18年3月20日から平成18年7月20日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第339号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1)氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(2)連絡先の電話番号(3)大規模小売店舗の名称(4)この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成18年3月22日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
プライスカット神前店
和歌山市神前字千本508番2 他6筆
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社オークワ 代表取締役 大桑啓嗣
和歌山市中島185番地の3
株式会社パーティハウス 代表取締役 大桑俊男
和歌山市中島185番地の3
株式会社オージョイフル 代表取締役 矢島和久
大阪府豊中市庄内西町5丁目1番19号
- 3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)
株式会社オージョイフル 代表取締役 青山好二
大阪府豊中市庄内西町5丁目1番19号
(変更後)
株式会社オージョイフル 代表取締役 矢島和久
大阪府豊中市庄内西町5丁目1番19号
- 4 変更の年月日
平成18年1月12日
- 5 変更の理由
代表取締役交代に伴う変更
- 6 届出年月日
平成18年3月8日
- 7 届出等の縦覧場所
和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)
和歌山市産業部商工振興課(和歌山市七番丁23)
- 8 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 平成18年3月20日から平成18年7月20日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第340号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1)氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(2)連絡先の電話番号(3)大規模小売店舗の名称(4)この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がそ

の周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成18年3月22日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
オー・ストリート紀の川井飯店
和歌山県紀の川市下井阪597
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社オークワ 代表取締役 大桑啓嗣
和歌山市中島185番地の3
- 3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)
株式会社オージョイフル 代表取締役 青山好二
大阪府豊中市庄内西町5丁目1番19号
(変更後)
株式会社オージョイフル 代表取締役 矢島和久
大阪府豊中市庄内西町5丁目1番19号
- 4 変更の年月日
平成18年1月12日
- 5 変更の理由
代表取締役交代に伴う変更
- 6 届出年月日
平成18年3月8日
- 7 届出等の縦覧場所
和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
紀の川市商工観光課（和歌山県紀の川市粉河412）
那賀振興局県民行政部地域行政課（和歌山県那賀郡岩出町高塚209）
- 8 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 平成18年3月20日から平成18年7月20日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第341号

平成18年3月7日付けで計画認可した白浜町営換地計画（平地区）については、換地処分が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第4項の規定により、この旨を公告する。

平成18年3月22日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第342号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、九度山町から工事完了届があったので、同条第2項の規定により、この旨を公告する。

平成18年3月22日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 事業名 九度山町営土地改良事業（農村振興総合整備事業九度山地区）
- 2 同意年月日 平成15年3月31日
- 3 事業主体 九度山町
- 4 工事を完了した時期 平成17年3月10日

和歌山県告示第343号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、紀の川土地改良区連合の役員について次のとおり公告する。

平成18年3月22日

和歌山県知事 木村良樹

退任した役員

職名	氏名	住所
理事	田村雅弘	和歌山市向139番地

和歌山県告示第344号

昭和54年和歌山県告示第344号（和歌山県植物公園緑花センター使用料の徴収事務委託）は、平成18年3月31日限り廃止する。

平成18年3月22日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第345号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の2第1項及び第7条の2第1項の規定により、指定確認検査機関を指定したので、同法第77条の21第1項の規定に基づき、次の通り告示する。

平成18年3月22日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 名称及び住所
財団法人和歌山県建築住宅防災センター
和歌山市ト半町38番地
- 2 指定の区分
建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令（平成11年建設省令第13号）第15条第1号及び第2号に規定するもの。
- 3 業務区域
和歌山市、海南市及び海草郡
- 4 確認検査業務を行う事務所の所在地

和歌山市ト半町38番地

5 指定年月日

平成18年3月22日

和歌山県告示第346号

港湾法(昭和25年法律第218号)第39条第1項の規定による宇久井臨港地区内における分区を次のとおり指定する。

なお、次の表の「別図」は、省略し、その図面を県土整備部港湾空港振興局管理整備課及び東牟婁振興局新宮建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成18年3月22日

新宮港港湾管理者和歌山県

代表者

和歌山県知事 木村良樹

宇久井港港湾管理者和歌山県

代表者

和歌山県知事 木村良樹

分 区	区 域	面 積
商港区	那智勝浦町大字宇久井字太唐地及び上野御殿場の各一部並びに太唐地の地先公有水面(別図に示す区域)	約3.3ha
漁港区	那智勝浦町大字宇久井字太唐地、中芝、里及び蛭子上野の各一部(別図に示す区域)	約2.1ha

公 告

都市計画の図書の写しの縦覧公告

那智勝浦町から都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成18年3月22日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 都市計画の種類及び名称
那智勝浦都市計画臨港地区(宇久井臨港地区)の変更
- 2 縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課